

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和7年3月21日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第4号

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年見附市条例
第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「364,000円」を「368,000円」に、「305,000円」
を「308,300円」に、「294,000円」を「297,200円」に改め
る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。